

中国産冷凍食品による薬物中毒事案について

平成20年2月18日
厚生労働省

概 要

- 1 1月29日、東京都より、次のとおり情報提供があった。
 - ・ 1月5日に兵庫県において1家族3名、1月22日に千葉県において1家族5名の有機リン中毒の疑いがある事案が発生した。
 - ・ 両事案において発症直前に、ジェイティフーズ株式会社（東京都品川区：以下「JTフーズ」という。）が中国から輸入した冷凍ギョウザを摂食していた。
 - * これ以前の12月28日に、千葉市において1家族2名で同様の事案が発生していた。
- 2 JTフーズの輸入実績を調査したところ、当該冷凍ギョウザは、11月上旬に輸入された同一製造者（天洋食品工場）のものであることが判明した。
- 3 関係自治体、警察等関係機関の調査の結果、包材及び嘔吐物中のギョウザから有機リン系農薬のメタミドホスが検出されたとの報告を受けている。
- 4 また、2月5日、生協より、自社製品からジクロロボス（有機リン系農薬）が検出されたとの報告があった。当該製品は、現在回収されている製品と同一製品・同一製造者であるが、その製造年月日は、薬物中毒を発生させたものとは異なっている。
- 5 なお、自治体の調査の結果、2月15日15時現在、保健所への相談等を行っている者は全国で5,268名であり、これらの者については、臨床診断や検査結果などから、現時点において有機リン中毒が否定されている。

また、中国産冷凍ギョウザを食べて有機リンによる中毒と確定した患者は10名（千葉県7名、兵庫県3名）であり、全て1月29日以前に報告のあったものである。

※ この間の自治体の対応は別添

政府の対応

1 (1) 1月31日、「食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合（以下「関係閣僚会合」という。）」を設置。

その下に、「食品による薬物中毒事案に関する関係省庁連絡会議」を設置。

※関係省庁：内閣府、警察庁、外務省、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省

(2) 関係閣僚会議の申合せに基づき、

①被害拡大の防止

②原因の究明

③再発防止策の検討

に、政府として一体的に取り組んでいるところ。

(3) 2月1日、関係省庁（内閣府、厚生労働省及び農林水産省）が連名で、関係団体に対し、食品の安全確保について事業者が一義的責任を有していることを踏まえ、輸入する食品について、輸出国の製造、加工及び流通段階における有毒有害物質の混入の防止対策について、幅広く確認することにより同様の事案の発生を予防するよう、会員への周知を要請。

(4) 現地調査等の実施

・中国訪日団との意見交換（2月3日～6日）

関係省庁との間で事務レベルの意見交換を実施。

・政府調査団の派遣（2月4日～7日）

中国へ関係省庁（内閣府、外務省、厚生労働省及び農林水産省）による調査団を派遣。

厚生労働省の対応

2 本件を受け、厚生労働省としては、次の対応をとったところ。

(1) 1月30日、J Tフーズが輸入した冷凍ギョウザの摂取を避けるよう消費者へ周知するとともに、各都道府県等、農林水産省及び食品安全委員会等へ情報提供。

- (2) 同日、関係自治体に対し、当該食品の販売中止の要請・流通状況等について調査を依頼。また、在京中国大使館を經由して中国国家質量監督検験検疫総局に調査を依頼。
- (3) 1月31日、安全性が確認されるまでの間、天洋食品工場のすべての製品の販売の自粛及び回収等を、事業者に対し、関係自治体を通じて要請するとともに、それらの製品の情報等を厚生労働省ホームページに掲載。
- (4) 同日、天洋食品工場からの全ての製品の輸入自粛を指導するよう、検疫所に対して通知。
- (5) 同日、関係閣僚会議申合わせを受けて、
- ・ 本事案に係るQ & Aを作成し、ホームページに掲載
 - ・ 社団法人日本医師会に対し、食品による有機リン中毒の疑いのある患者を診断等した場合の保健所への速やかな通報について協力依頼。
 - ・ 2月1日より厚生労働省及び自治体において相談窓口を設置
- (6) 2月1日、各自治体に対し、輸入食品に起因すると疑われる事例を探知した場合には、犯罪性の有無にかかわらず、速やかに国への報告を行うよう通知。
- (7) 2月5日、ジクロルボスが検出されたとの生協の発表を受け、当面の措置として、自治体に対し、健康被害事例の調査等について、本件を踏まえて対応するよう通知。
(なお、ジクロルボスが検出された食品は、現在、販売中止の措置等の対象となっている食品に含まれるため、新たな被害拡大防止の措置の必要はないと考えている。)
- (8) 2月12日、本事案の原因となった農薬メタミドホスについて、ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直しに向け、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼。

各自治体の対応経緯

	千葉市	千葉県	兵庫県
H19. 12. 28	<p>千葉市において、被害発生（2人）</p> <p>【医療機関から保健所に届出なし】</p>		
H19. 12. 29	<p>【販売者が保健所に電話したところ休日のためつながらず。メールのみ送信】</p>		
H20. 1. 4	<p>千葉市保健所が患者本人からの通報を受け調査を実施</p> <p>【患者からの検査の依頼を受け付けず。】</p>		
H20. 1. 5			<p>兵庫県高砂市において、被害発生（3人）</p> <p>兵庫県が医師から食中毒の疑いのある患者についての情報を受理</p>
H20. 1. 7	<p>【この間、有症苦情として対応していたため千葉市役所及び厚生労働省に報告なし】</p>		<p>兵庫県が東京都に対し、当該食品に係る類似の苦情例等について照会。また、兵庫県警と本事案について調査を実施</p>

H20.1.22		千葉県市川市において、被害発生（5人）	【この間、兵庫県から厚生労働省に報告なし】
H20.1.23		千葉県が医師から食中毒の疑いのある患者についての情報を受理。千葉県は医師から通報を受けた千葉県警と連携して調査を実施 【この間、千葉県から厚生労働省に報告なし】	
H20.1.29		千葉県が東京都より本件についての照会を受け、東京都に情報提供	兵庫県が兵庫県警から当該食品の包装よりメタミドホスが検出された旨の報告を受け、東京都にこの旨を情報提供
H20.1.30	千葉市が厚労省、東京都及び千葉県から千葉市事案が兵庫県・千葉県事案と同じ事案である旨の情報を受け、本事案について公表。	千葉県が千葉県警から患者の吐物よりメタミドホスが検出された旨の報告を受け、本事案について公表	兵庫県が本事案について公表

中国産冷凍ギョウザによる健康被害が公表された日(1月30日)以降に
都道府県等にあった相談・報告数について

(平成20年2月15日 15時 時点)

	有機リン中毒が 確定した患者数 ^{注1)}	有機リン中毒が疑われ、現在 調査を行っている事例数 ^{注2)}		有機リン中毒が否定された事例数		
		入院あり	入院なし	医療機関の 受診あり ^{注3)}	医療機関の 受診なし ^{注3)}	その他 ^{注4)}
北海道	0	0	0	28	58	56
青森県	0	0	0	36	137	14
岩手県	0	0	0	1	6	4
宮城県	0	0	0	5	18	37
秋田県	0	0	0	7	15	13
山形県	0	0	0	5	5	12
福島県	0	0	0	15	42	34
茨城県	0	0	0	35	111	68
栃木県	0	0	0	18	35	8
群馬県	0	0	0	16	13	45
埼玉県	0	0	0	108	144	63
千葉県	7	0	0	49	149	40
東京都	0	0	0	74	96	355
神奈川県	0	0	0	35	39	95
新潟県	0	0	0	6	16	33
富山県	0	0	0	0	0	2
石川県	0	0	0	7	11	6
福井県	0	0	0	0	1	4
山梨県	0	0	0	7	12	11
長野県	0	0	0	8	3	1
岐阜県	0	0	0	6	6	93
静岡県	0	0	0	15	37	16
愛知県	0	0	0	40	88	19
三重県	0	0	0	3	17	33
滋賀県	0	0	0	17	26	92
京都府	0	0	0	14	35	222
大阪府	0	0	0	66	117	355
兵庫県	3	0	0	43	94	45
奈良県	0	0	0	12	17	65
和歌山県	0	0	0	1	8	10
鳥取県	0	0	0	1	7	0
島根県	0	0	0	0	0	2
岡山県	0	0	0	11	13	2
広島県	0	0	0	19	38	42
山口県	0	0	0	4	2	12
徳島県	0	0	0	8	14	19
香川県	0	0	0	8	12	12
愛媛県	0	0	0	5	8	17
高知県	0	0	0	4	10	10
福岡県	0	0	0	56	103	98
佐賀県	0	0	0	0	0	41
長崎県	0	0	0	7	41	147
熊本県	0	0	0	17	41	48
大分県	0	0	0	27	62	27
宮崎県	0	0	0	15	50	57
鹿児島県	0	0	0	19	46	54
沖縄県	0	0	0	31	117	0
小計	10	0	0	909	1920	2439
				計 5268		

注1) 次のすべてに該当する事例

- 1) 神経症状などの有機リン系農薬による中毒症状があること
 - 2) 血中のコリンエステラーゼ活性の低下が認められること
 - 3) 吐瀉物または食品等からメタミドホスの検出があること
- ※ ただし千葉県のうち2例については、2)は検査未実施であるが、1)及び3)の因果関係が明らかと考えられ、確定とした。

注2) 神経症状などの有機リン中毒を疑わせる症状が認められる事例

注3) 訴えはあるものの、臨床診断や検査結果等により否定された事例

注4) 中国産冷凍ギョウザ等に関連した相談

食中毒への対応

食中毒患者等の発生

医師の届出

又は

直接の探知

調査

保健所

連携

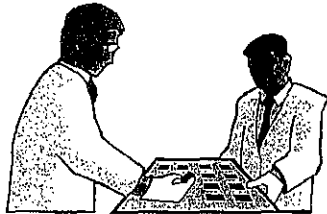
都道府県等

報告

厚生労働省

要請

報告



速やかに報告
※その後も調査の実施
状況を逐次報告



特に、
・食中毒患者等が50人以上発生
・死者の発生
・輸入食品が原因と疑われる場合
等は

直ちに報告(第1報)

※その後も、逐次報告



都道府県知事等への調査の要請

- 食中毒患者が500人以上発生し、
若しくはそのおそれがあると認めるとき
又は
- 食中毒患者等が広域にわたり発生し、
若しくは発生するおそれがある場合
であって、緊急を要する場合

輸入食品の監視体制等の概要

輸出国

輸出国における衛生対策

- ・農薬等の使用管理
- ・証明書の発給
- ・輸出前検査等

●二国間協議

わが国の食品衛生規制を遵守
するよう要請

●必要に応じ現地調査

輸入食品監視指導計画に基づき実施

検疫所における届出審査

過去の違反事例

輸出国の情報
原料・製造方法等

違反情報

輸入時

輸入時の検査体制

検査命令

モニタリング検査

自主検査の指導

合格

不合格

回収・廃棄
又は
積み戻し

国内

都道府県等監視指導計画に基づく
都道府県等の収去検査

違反発見時の通報

消費者

海外における食品安全情報の収集
輸入相談等の事前指導
輸入者の自主管理の推進